

(2) 剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配に含まれるもの

24—1 法第24条第1項に規定する「剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割（同条第12号の9に規定する分割型分割をいう。以下この項において同じ。）によるものを除く。）、利益の配当（資産の流動化に関する法律第115条第1項（中間配当）に規定する金銭の分配を含むものとし、分割型分割によるものを除く。）、剰余金の分配（出資に係るものに限る。）」には、剰余金又は利益の処分により配当又は分配をしたものだけでなく、法人が株主（出資者を含む。以下24—2までにおいて同じ。）に対しその株主である地位に基づいて供与した経済的な利益が含まれる。

**【解 説】**

配当所得とは、法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息並びに投資信託及び特定目的信託の収益の分配に係る所得とされている（所法 24①）。

本通達は、当該配当所得を構成する剰余金の配当や利益の配当、剰余金の分配には、法人が剰余金又は利益の処分により配当又は分配をしたものだけでなく、法人が株主又は出資者に対しその株主又は出資者である地位に基づいて供与した経済的な利益も含まれることを明らかにしたもの。

**【参 考】**

会社法では、旧商法における配当及び金銭の分配（中間配当）だけでなく、資本金又は準備金の額の減少に伴い発生した剰余金を原資として、その効力発生後において株主に金銭等の分配を行う行為も、剰余金の配当の概念に含まれる。

また、株式会社は、剰余金の配当をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によって一定の事項を定めることにより（会社法 454①）、期中いつでも、何度でも剰余金の配当をすることができることとされた。

（注）一定の要件を満たした会計監査人設置会社については、剰余金の配当等を取締役会で決定できる旨の定款の定めを置く特則が設けられている（会社法 459）。